

## パソコン実技第2問

高田／こんにちは。  
知的財産権入門を話す。今日は、  
著作権について。  
よろしくお願いいたします。  
今日の講演について。著作権の入門編のようなもの。  
著作権とは何か。必要な理由は？  
わかりやすい例で説明する。  
作品を作る人がいる。音楽家や漫画家など。  
著作権がない場合を考える。  
すでに出版されたものは、自由にコピーできる。作品の購入者が減る。  
すると、作品は売れない。  
作品を作る人や作る志を持つ人が減る。  
シューベルトは有名。だが、貧乏だった。ピアノがなかったほど。  
美しい曲は愛されていた。  
だが、著作権の考え方はなかった。  
社会の人を豊かにしたが、見返りが無いのは残念なこと。  
著作権ができた今、作品を利用するには契約をする。  
著作権が正しく機能すると、音楽家、漫画家が守られる。  
作品をどのように宣伝し、売るのがか。  
これも作者が決められる。  
これらは、出版社の仕事。  
だが、出版社を決めるのは作者。  
著作権の目的は、著作権法の第1条に書かれている。  
文化の発展を促すために、著作権

は作者の権利を守る。  
この法律は明治にできた。古い法律。  
それから、改正が実施されている。  
今に合わない文言もある。例えばレコードもそう。今日は、そのあたりも話す。